

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 17 日（木）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 星野剛士君（自民）

補欠選任 理事 大串正樹君（自民）（理事星野剛士君今 17 日理事辞任につきその補欠）

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）

- ・金子総務大臣、鳩山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、共産）

（質疑者）森山浩行君（立民）、遠藤良太君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

森山浩行君（立民）

- （1） 福島県沖を震源とする地震（令和 4 年 3 月 16 日発生）に係る総務省及び消防庁の対応状況
- （2） 第 49 回衆議院議員総選挙における特例郵便等投票の実績と一般の郵便等投票の実績との比較
- （3） インターネット技術の進歩に合わせて公正な権利の行使ができるよう投票制度を改革する必要性
- （4） 移動期日前投票所について
 - ア 第 49 回衆議院議員総選挙において設置した自治体の数
 - イ 設置を促進するための方策
- （5） 選挙の公正の確保について
 - ア 選挙運動用ポスターに貼付した証紙を剥がす行為が該当し得る選挙犯罪及びその法定刑
 - イ 投票用紙の二重交付を受けた者による二重投票が該当し得る選挙犯罪
 - ウ 詐偽投票罪が成立する例及び同罪で検挙した件数
 - エ 投票所における本人確認の方法及び実施状況
 - オ 期日前投票における身分証明書提示義務の有無
 - カ 詐偽投票罪の法定刑
 - キ 他の選挙犯罪の法定刑と比較して詐偽投票罪の法定刑が軽いという指摘に対する金子総務大臣の見解
- （6） 河井克行前衆議院議員及び河井案里前参議院議員の公職選挙法違反事件において、不起訴となっていた地方議会議員等のうち、検察審査会において起訴相当の議決を受けた者が、再捜査の結果、在宅起訴、略式起訴等となった経緯

遠藤良太君（維新）

- （1） 地方自治体が行う投票所までの移動支援に対する国の支援についての確認
- （2） 移動期日前投票所について
 - ア 高齢化の進展等による移動期日前投票所の増加に関する総務省の今後の見通し
 - イ 若者の投票率向上のため高校や大学に移動期日前投票所を設置することについての地方自治体への周知に関する総務省の見解
- （3） 投票制度について
 - ア 電子投票制度の現状と今後の活用についての総務省の見解

- イ 在外選挙及び国内での投票におけるインターネット投票の実現時期についての金子総務大臣の見解
- ウ インターネット投票を含めたデジタルガバメントの方向性についてのデジタル庁の見解
- エ マイナンバーカードを活用しコンビニエンスストアに設置された端末を利用して投票する方法についての総務省の見解
- (4) 選挙運動について
 - ア ポスター掲示場を電子化することについての鳩山総務大臣政務官の見解
 - イ ポスター掲示場の電子化について技術面も含めて総務省内で検討することについての総務省の見解
 - ウ 枚数管理のため選挙運動用ビラや選挙運動用ポスターに証紙を貼付する現行制度について、作業量の軽減や紙の使用量の削減のため、時代に合った手段に改めることについての鳩山総務大臣政務官の見解
- (5) 政府が、10 増 10 減を内容とする区割り改定法案を速やかに国会に提出することについての金子総務大臣への確認
- (6) 自由民主党京都府参議院選挙区第三支部から同党京都府連を經由した地方議会議員への資金提供事案に関して、一般論として、政党支部から、政党の都道府県連を通じて、候補者の当選を得るために当該候補者の選挙区内の地方議会議員に対し資金を提供すること又は党勢拡大のために地方議会議員に資金を提供することはそれぞれ公職選挙法違反となるかについての総務省への確認

齋藤アレックス君（国民）

- (1) 選挙運動員の報酬の基準額に関する政府答弁に枕言葉のように付けられる「金のかからない選挙」の意味
- (2) 選挙運動のために使用する事務員に支給できる報酬の上限額

塩川鉄也君（共産）

- (1) 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
 - ア 第 49 回衆議院議員総選挙において、投票所の閉鎖時刻を繰り上げた投票所数が全投票所数に占める割合
 - イ 第 25 回参議院議員通常選挙と第 49 回衆議院議員総選挙とを比較して、投票所の閉鎖時刻を繰り上げた投票所数及びそれが全投票所数に占める割合の両方が減少した都道府県数
 - ウ 投票所閉鎖時刻をむやみに繰り上げると選挙人の投票機会を奪うことになるという認識についての金子総務大臣の見解
 - エ 閉鎖時刻の繰上げを行う投票所数の増加を抑え、選挙人の投票機会を制限しないためにどのような対策を行うのかについての金子総務大臣の見解
- (2) 移動期日前投票所について
 - ア 第 49 回衆議院議員総選挙において移動期日前投票所を設置した自治体の数及び移動期日前投票所で投票した者の数
 - イ 移動期日前投票所は過疎地だけでなく都市部でも活用できるのか、及び都市部における活用についての周知をどのようにしているのかについての総務省への確認
- (3) 投票所数について
 - ア 第 41 回及び第 49 回衆議院議員総選挙における投票所数及びこの 25 年間に減少した投票所数
 - イ 選挙人の投票機会を確保するため、期日前投票の増加にかかわらず投票所数を増やすとともに投票所閉鎖時刻の繰上げを行わないようにすることの必要性についての金子総務大臣の見解